



アラブ首長国連邦

United Arab Emirates (UAE)

目次

1. 侵害対策関連法令	1
2. 侵害対策関係機関	3
3. 侵害の定義	7
4. 侵害に対する救済手段.....	11
5. 侵害の発見から解決までのフロー	22
6. 留意事項	29
7. その他の関連団体.....	30

1. 侵害対策関連法令

1. 1 特許・意匠・産業モデルの知的財産保護法

Federal Law No. 17 of 2002 on Regulating and Protecting Industrial Property for Patents, Designs and Industrial Models, as amended by No. 31 of 2006, formerly No.44 of 1992

第2章 発明

第1節 特許・実用新案

第15条 特許・実用新案権者の権利

第6節 ノウハウ

第39条 ノウハウ権者の保護

第42条 ノウハウの侵害

第3章 産業用図面・意匠

第51条 産業用図面・意匠権者の権利

第 5 章 救済・刑罰

第 60-61 条 仮差止

第 63 条 裁判所の処分権限

1. 2 商標法

Federal Law No. 37 of 1992 on Trademarks, as amended by Law No. 19 of 2000 and Law No. 8 of 2002

第 17 条 登録商標による排他権

第 37-39 条 刑事罰

第 40 条 損害賠償請求権

第 41 条 仮差止

第 43 条 侵害品の処分

1. 3 税関法

Federal Decree No.85 of 2007 on Common Customs Law; Common Customs Law of the Gulf Cooperation Council (GCC) of 2003, with its Rules of Implementation and Explanatory Notes (2003)

第 24 条 禁止商品と制限商品の通過禁止

第 55 条 税関の検査権限

第 80 条 特定法保護違反品の持込禁止

1. 4 その他の知的財産権法令

1. 著作権法 Federal Law No. 7 of 2002 (Copyright Law)

2. 印刷出版法 Federal Law No. 15 of 1980 (Printed Matter and Publishing Law)

3. 植物品種保護法 Federal Law No. 17 of 2009 (New Plant Varieties Law)

1. 5 その他の関係法令

1. 民法 Federal Law No.5 of 1985 as amended (Civil Transactions Law)

2. 刑法 Federal Law No.3 of 1987 as amended (Criminal Law)

3. 会社法 Federal Law No.2 of 2015, formerly No.8 of 1983 (Commercial Companies Law)

4. 商法 Federal Law No.18 of 1993 as amended (Commercial Transactions Law)

5. 電子商取引法 Federal Law No.1 of 2006 (Electronic Commerce and Transactions Law)

6. 消費者保護法 Federal Law No.4 of 2006 (Consumer Protection Law)

7. 不正取引取締法 Federal Law No.4 of 1979 (Combating Fraudulent and Cheating Transactions Law)

8. サイバー犯罪取締決議法 Federal Decree No.5 of 2012 (Combating Cybercrimes)

2. 侵害対策関係機関

2. 1 経済省 知的財産部門

Intellectual Properties Sector, Ministry of Economy

特許部 Patent Department

住所: UAE Tower

Al Muroor Street

Abu Dhabi, United Arab Emirates

P.O. Box 901

電話: +971-2-613-1402,1406

FAX: +971-2-626-3634

EMAIL: indpro@economy.ae / info@economy.ae

WEB: <http://www.economy.ae>

知的財産権全般の認可登録、その他の関連業務を担当する。

商標部 Trade Mark Department

電話: +971-2-613-1430, 1431

FAX: +971-2-626-2922

EMAIL: fatima@economy.ae

2. 2 経済開発局

Department of Economic Development (DED)

Commercial Affairs Sector

住所: P.O. Box: 12

Abu Dhabi, United Arab Emirates

電話: +971-2-403-1152/ Toll free 800555

FAX: +971-2-672-7749

EMAIL: consumer@adeconomy.ae

WEB: <http://www.dubaided.ae/>

経済及び商業活動の適正な実施の監視、指導、消費者保護を主要業務とす

る。

2. 2. 1 アブダビ経済開発局

Abu Dhabi Department of Economic Development

住所: Al Salam street

Abu Dhabi, United Arab Emirates

電話: +971-2-815-8888/672-7200

FAX: +971-2-672-7749

EMAIL: contact@abudhabi.ae

WEB:

https://www.abudhabi.ae/portal/public/en/departments/department_detail?docName=ADEGP_DF_16880_EN&_adf.ctrlstate=19j9aky8eo_4&_afrLoop=9052614776586065#

2. 2. 2 ドバイ経済開発局

Dubai Department of Economic Development

住所: Deira – Near Clock Tower

Al Maktoum Road

Dubai, United Arab Emirates

電話: +971-4-445-5555/222-9922

FAX: +971-4-445-5554

EMAIL: info@dubaided.gov.ae

WEB: <http://www.dubaided.ae/English/Pages/default.aspx>

2. 3. 1 アブダビ警察

Abu Dhabi Police GHQ /Criminal Investigation Department(CID)

住所: P.O. Box 253

Abu Dhabi, United Arab Emirates

電話: +971-2-446-1461/Toll free 800-2626

FAX: +971-2-409-2441

EMAIL: customerservice@adpolice.gov.ae

WEB: <https://www.adpolice.gov.ae/en/>

アブダビ首長国を管轄する警察組織で、犯罪捜査を担当する。

2. 3. 2 ドバイ警察

Dubai Poice / General Department of Criminal Investigations(CID)

住所: P.O.Box:1493
Dubai, United Arab Emirates
電話: +971-4-609-6491 /201-3429
FAX: +971-4-217-1515
EMAIL: mail@dubaipolice.gov.ae
WEB: <http://www.dubaied.ae/English/Pages/default.aspx>
<https://www.dubaipolice.gov.ae/dp/jsps/home.do>
ドバイ首長国を管轄する警察組織で、犯罪捜査を担当する。

2. 4. 1 アブダビ税関

Abu Dhabi Customs Administration
住所: P.O. Box 255
Abu Dhabi, United Arab Emirates
電話: +971-2-810-2000/Toll free 800-555
FAX: +971-2-673-1150
EMAIL: infocust@dof.abudhabi.ae
WEB: <http://www.auhcustoms.gov.ae/>
アブダビ首長国で通関検査、課税業務を担当する。

2. 4. 2 ドバイ税関局

Dubai Customs /IPR Department
住所: Al Mina Road,
P.O.Box 63
Dubai, United Arab Emirates
電話: +971-4-417-7777 /Toll free 800-800-80
FAX: +971-4-417-6316
EMAIL: client.relations@dubaicustoms.ae
WEB: <http://www.dubaicustoms.gov.ae/en/IPR/Pages/WeAreIPR.aspx>
ドバイ首長国で通関検査、課税業務を担当する。

2. 5 連邦最高裁判所

Union Supreme Court
住所: P.O. Box: 260
Abu Dhabi, United Arab Emirates
電話: +971-2-692-1555
FAX: +971-2-681-4325

EMAIL: usc@moj.gov.ae

Web

<http://ejustice.gov.ae/portal/page/portal/eJustice%20MOJ%20Portal/SupremeCourt/Home>

UAE の連邦最高裁判所で連邦管轄事件の最終審を主要業務とする。

連邦控訴裁判所 Abu Dhabi Federal Appeal Court

電話: +971-2-444-8595

連邦第一審裁判所 Abu Dhabi Federal First Instance Court

電話: +971-2-444-7982

2. 5. 1 アブダビ裁判所

Abu Dhabi Court

住所: P.O.Box: 84

Abu Dhabi, United Arab Emirates

電話: +971-2-651-2222

Web: <http://www.adjd.gov.ae/portal/site/adjd/courts/?language=en>

アブダビ首長国の裁判所で地区の提訴事件を担当する。

2. 5. 2 ドバイ裁判所

Dubai Court

住所: P.O.Box: 4700

Dubai, United Arab Emirates.

電話: +971-4-334-7777

FAX: +971-4-334-4477

Web: <http://www.dubaicourts.gov.ae/portal/page/portal/dc/home>

ドバイ首長国の裁判所で地区の提訴事件を担当する。

2. 5. 3 ラスアリハイマ裁判所

RAK Court (Ras Ali Khaimah)

住所: P.O, Box 10

Ras Ali Khaimah, United Arab Emirates

電話: +971-7-233-1541

FAX: +971-7-233-5397

EMAIL: info@courts.rak.ae

Web: <https://rak.ae/en/>

ラスアリハイマ首長国の裁判所で地区の提訴事件を担当する。

2. 6 インターネット.aeドメイン管理局

ae Domain Admiration (aeDA)

住所: P.O. Box: 26662

Abu Dhabi, United Arab Emirates

電話: +971-4-230-0018

FAX: +971-2-611-8209

EMAIL: info@aeda.ae

Web: <http://www.tra.gov.ae/aeda/en/home.aspx>

インターネットドメイン名の登録と共にドメイン名の紛争解決の支援を行う。

3. 侵害の定義

3. 1 特許権・実用新案権の侵害

特許権と実用新案権の権利者(以下、特許権者という)の承諾なく、権利存続期間中にアラブ首長国連邦(以下、UAE)の国内で、特許・意匠・産業モデルの知的財産保護法(以下、特許・意匠法)第15条に基づく排他権が付与された特許権者及びその実施権者の有する権利を実施する行為は侵害行為と見做される。なお、UAEでは、発明に対して、特許及び新規性のみを条件とした実用新案の2種類の権利を認めている。

特許・意匠法が規定する特許権者の排他権は次の行為である。

- (a) 発明が製品である場合、その製品の製造、使用、販売の申し出、販売または輸入する行為;
- (b) 発明が方法である場合、その方法を使用する行為、及びその方法から直接的に生産される製品の使用、販売の申し出、販売または輸入する行為。

(以上、同第15条第1項)

侵害対象外規定

- (1) 産業や商業の目的以外に使用する行為(同第15条第2項);
- (2) 権利消尽した後の行為(同第15条第2項);
- (3) UAEでの出願日より前からUAE国内で善意での当該発明を製品の製造または方法として使用、及びそれらのための準備行為(同第17条:先使用);

- (4) 学術、研究関連目的で使用する行為(同第 19 条第 1 項);
- (5) UAE 領内に一時的に立ち入った輸送手段で使用する行為、それが車体やエンジン或いはその付属品として不可欠なものも含む(同第 19 条第 2 項)。

権利行使で注意すべき事項

- ・ 特許・意匠法での救済は、侵害差止と刑事罰のみである。(同第62条)
- ・ 損害賠償は、商法に基づく民事訴訟で救済を請求することができる。
- ・ UAEでは、他に湾岸協力会議(GCC¹)に基づく特許も保護対象である。
- ・ 実施権者(専用実施権者の制限はない)は、侵害、侵害の恐れ或いは不利益となる行為を発見した場合、特許権者に対する通知義務があるが、特許権者がその対策の要求に30日以内に応じない場合、単独で権利行使できる。(同第57条)
- ・ ノウハウも、秘密保持措置を取り、非公開であれば、ノウハウ所有者の承諾なく使用、開示及び公表から同様に保護される。(同第39-42条)

保護期間：特許：出願日から20年間、実用新案：出願日から10年間(同第14条)

3.2 産業図面権・意匠権の侵害

産業図面権と意匠権の権利者(以下、意匠権者という)の承諾なく、権利存続期間中にUAE国内で、特許・意匠法第51条に基づく排他権が付与された意匠権者及びその実施権者の有する権利を実施する行為は侵害行為と見做される。

特許・意匠法が規定する意匠権者の排他権は次の行為である。

- (a) 物品を製造するために産業図面または意匠を使用する行為;
- (b) 販売または使用目的で産業図面または意匠に関する物品を輸入または所持、販売の申し出をする行為。

(以上、同第51条第1項)

侵害対象外規定

- (1) UAEでの出願日前からUAE国内で善意で物品を製造するために産業図面または意匠を使用したり、販売または使用目的で産業図面や意匠に関する物品を輸入または所持、販売の申し出をしたりする行為(同第52条：先使用);

¹ 湾岸協力会議 GULF COOPERATION COUNCIL(アラブ首長国連邦、バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビアの6か国)により設立された特許制度で、1993年10月よりペルシア湾の当該地域をカバーする特許出願の受理が開始された。

(2) 前項3. 1特許権と実用新案権と同じ対象外規定が適用される(同第 53 条)。
権利行使で注意すべき事項

- ・ 侵害品が登録された意匠や産業図面の異なる範疇であることや異なる物品であることを理由に非侵害の主張はできない(同第51条第2項)。
- ・ パッケージデザインなどトレードドレス²の主張が成功した事例もあるため、経験のある現地弁護士のアドバイスを求めて活用を検討する。
- ・ 商号の先取がある場合は、商法第68条や会社法第43条により民事訴訟で解決を求める。
- ・ 前項3. 1特許権と実用新案権の権利行使で注意すべき事項も同様に参照する。

保護期間： 産業図面及び意匠：出願日から 10 年間(同第 49 条)

3. 3 商標権の侵害

商標権者の承諾なく、権利存続期間中に UAE 国内で、商標法第 17 条に基づく排他権が付与された商標権者及びその実施権者の有する権利を実施する行為は侵害行為と見做される。

商標法が規定する商標権者の排他権は次の行為である。

- (a) 登録商標権者や被使用許諾者でないものが、登録商標と同一または類似する商標をその登録商標の指定商品或いはサービスにおける取引で使用し、消費者に誤認を与えるような行為 (同第 17 条第 2 項)；
- (b) 一般大衆に誤認をさせるように登録商標を偽造や模造する行為、或いはそれらを悪意で使用する行為(同第 37 条第 1 項)；
- (c) 第三者の登録商標を自身の製品に悪意で表示する行為、或いはそれらを権利なく使用する行為(同第 37 条第 2 項：虚偽表示)；
- (d) 故意に、偽造、模倣或いは違法に登録商標を表示した製品を販売、販売の申し出、或いは仕入交渉や買取する行為、或いは、同様にサービスを提供するための行為(同第 37 第 3 項)。

侵害対象外規定

- (1) 悪意のない商業的或いは工業的使用で、当該商標を不公正、或いは識別力や名声を貶めるような使用ではない場合；

² トレードドレス (trade dress) とは、消費者にその出所を示す、製品或は包装やデザインなど視覚的な外観の特徴を具現化した一種の権利を指す。

- (2) 商標の使用が商品またはサービスの種類、品質、数量、目的、価値、原産地、生産または提供の時期、或いはその他の商品またはサービスの特性を表示するためなど商標登録非対象の行為；
- (3) 並行輸入で使用する行為（商標法に明文規定はないが、実務上、商標権の国際消尽を運用しているため）。

権利行使で注意すべき事項

- ・ 商標法での救済は、侵害差止と刑事罰のみである（同第37条）。
- ・ 損害賠償は、商業取引法に基づく民事訴訟で救済を請求することができる。
- ・ 登録後5年間継続して不使用の場合、不使用を理由に登録を抹消される（同第17条、第22条）。
- ・ イスラエルボイコット運動（同第24条）及び商品分類の第29類の豚肉食品、第32類と第33類のアルコール飲料、第43類のアルコール飲料を提供するサービスに関する商標権は保護されない。
- ・ UAEは、2006年に湾岸協力会議（GCC）の統一商標制度を批准したが、現在のところ施行していないため保護を受けることができない。
- ・ UAEで第三者に登録商標の使用許諾した場合、ライセンス登録することが要件発効の条件となる。書面による契約が必要であり、ライセンス契約書はアラビア語への翻訳と公証・領事認証がされていなければならない。なお、ライセンス契約に含まれるべき条件が定められているため注意する。
- ・ 商標法上、非登録の国際的著名周知商標（Well-known trade mark）に関する規定があるが、他人による登録を禁止するものであり、当該非登録の著名商標に対する侵害を保護する規定ではない（同第4条）。
- ・ 著名周知商標やパッシングオフ³の主張は、UAE国内での使用を条件に保護を受けることができ、成功した事例もあるため、経験のある現地弁護士のアドバイスを求めて活用を検討する。
- ・ 侵害者が対象商標権の出願日より前からの先使用者である場合、商標法導入時の経過措置で登録義務があった（同第44条）ため、先使用の抗弁はできない。しかし、先使用を理由に当該商標権の無効を主張することができる（同第21条）。
- ・ 並行輸入品に関する規定が商標法にはなく、差止はしないようである。

保護期間： 出願日から 10 年間、その後 10 年毎の更新が可能（同第 19 条）

³ 他人の非登録商標などの標章を不当に表示し、その商品やサービスが他人のものであるかのよう誤認させたり、ただ乗りしたりするような不正競争行為を指す。

4. 侵害に対する救済手段

UAE における知的財産権の侵害では、登録済みの特許権や意匠権⁴が少ないため、主に商標権を侵害する場合であり、特許権を侵害した事例の報告は殆どない。知的財産権に対する救済は下記の図のように、行政や税関での差止、或いは、刑事告訴による刑事訴訟、または民事訴訟になる。ここでは、行政差止、税関差止、刑事訴訟、民刑事訴訟及び裁判外の仲裁手続きなどについて概説する。

行政差止	税関差止	刑事訴訟	民事訴訟
対応機関			
経済開発局 (DED) <small>5</small>	税関局	警察 検察局 裁判所	裁判所
権利種別			
商標権 著作権	主に商標権 (税関により対応 が異なる。)	特許権(実用新案権) 意匠権(産業図面権) 商標権 著作権	
利用法律			
商標法 著作権法	GCC 統一税関法	特許・意匠法 商標法 著作権法	特許・意匠法 商標法 著作権法 商法
救済内容			
侵害差止 侵害品没収・廃棄 処罰(罰金)	侵害差止 侵害品没収・廃棄	侵害差止 違法所得の没収 侵害品没収・廃棄 処罰(罰金・禁固)	恒久的侵害差止 侵害品没収・廃棄 損害賠償

4. 1 行政差止

各首長国の行政組織の経済開発局 (DED) の商業保護課は、自由貿易圏と税関の管理区域を除き、それぞれの地域で知的財産権の権利を行使する職能を持っている。

⁴ 2016 年に「2013 年までに申請され滞留していた意匠出願」の認可作業が開始された。

⁵ 2016 年現在、ドバイ、アブダビ、シャルジャ、ラスアルハイマのみ。

そのため、知的財産権者は侵害の事実と申立書を提出することで、行政処分を請求することができる。なお、複数の首長国を跨る侵害の場合、連邦経済省に行政申立て、各首長国で調整するよう請求することができる。行政差止は、全ての首長国で実施できるとされているが、ドバイ、アブダビ、シャルジャ及びラスアルハイマの各首長国でのみ実施されている。

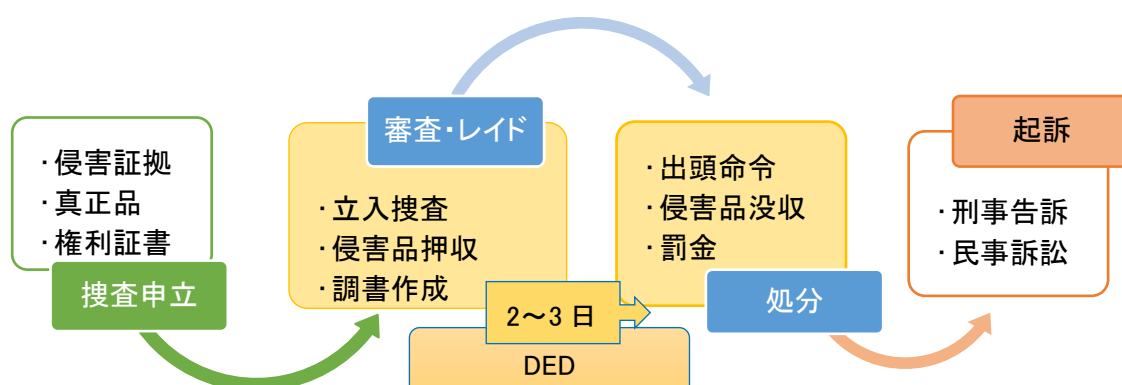
行政差止の対象となる権利は、商標権と著作権に限られる。商標権については、模倣被害が対象となるため、同一商標の被害を対象としている。著作権侵害は、CDやDVD製品のみを対象としている。DEDは商標法や著作権法に基づき行政差止を実施し、主に対象とするのは、小売店舗などである。

例えば、商標権侵害の場合、商標権者はDEDに2つのタイプの行政差止を申立てることができる。

- ・ 特定摘発申立：販売する店舗を具体的に特定して摘発申立
- ・ 一般摘発申立：特定商品ごとに摘発申立（6か月間有効）

一つの商標権で複数の対象被疑者、例えば、店舗と倉庫などを特定することができるが、その指定する対象の数で手数料が異なる。また、一般摘発申立の場合は、対象となる地域やマーケットを指定しなければならない。

DEDは、被疑侵害商品に使用されている商標が登録商標と同一でなく、類似の商標や商品が違ような場合、レイドを開始しないことが多いため、類似商標は訴訟で対応する。また、捜査場所が住居であるような場合、DEDは職権でレイドをすることが



できないため、警察を使った刑事告訴を選ぶことになる。

DEDは、商標権者が提出した、商標権の権利証書、被疑侵害者の場所、及び被疑侵害品と真正品のサンプルを確認し、侵害と判断すると捜査官を対象店舗などに予告なく派遣し、申立受領後2~3営業日でレイドを実施する。

DEDの捜査官はレイドで発見し、差押えた侵害品や資料の明細リストを作成する。侵害品の性質や数量から押収ができない場合、当該物品に封印、或いは移動や廃

棄を禁じる命令を出す。その後、DED は被疑侵害者に出頭命令を出し、併せて被疑侵害品の購入書類や請求書の提示を求める。

DED 捜査官は被疑侵害品の出所とともに、押収物品が真正品か侵害品かを確認する。侵害品と認定された場合、侵害者に対する処罰は侵害品の押収と罰金である。ドバイの場合、一般的な罰金は、侵害状況により 5,000～20,000 ディルハム⁶である。なお、再犯の場合は、より高額な罰金或いは店舗の閉鎖を命じる。シャルジャの場合、罰金は比較的高く、侵害品の価格に準じて高額となる。なお、他に関係する侵害者が判明した場合、関係機関は適宜処分することができる。

DED による侵害者に対する処分結果は通知があるだけで、罰金や侵害品の押収及び廃棄の証明はほとんど出されないことに注意する。DED の決定内容が不十分であっても、当該行政処分が最終決定である。なお、被疑侵害者は処分に不服の場合訴訟を起こすことができる。商標権者は、侵害の程度が重大な場合、DED に刑事告訴を求めるか別途、民事訴訟を起こすことができる。

4.2 税関差止

UAE は国際貿易や国際投資を活発化させるために、自由貿易港(Free Port)や自由取引圏(Free Trade Zone)を積極的に開発しており、そのために商品の自由な移動と知的財産権の保護の面から衝突が生じている。こうした状況から、UAE は 2003 年に GCC 構成国統一関税規則を採択し、各首長国の税関は同法の枠組みに従って、自由貿易港と自由取引圏を対象に税関業務を行っている。なお、侵害品の積替えや通過にどのように対応するかが大きな課題となっている。

税関差止は中国などから流入する侵害品対策に有効な手段であるが、現在の知的財産権税関登録制度は、残念ながら UAE 全体をカバーする制度ではなく、7 つの首長国が個別に知的財産権侵害の税関対策を実施している。2016 年現在、商標権の税関登録を実施している首長国は、ドバイ、シャルジャ、アジュマーン、ラスアルハイマ、及びアブダビ⁷の 5 つの首長国で、ウムアルカイワインとフジャイラの 2 つの首長国は、未だ商標権の税関登録



⁶ 2016 年現在、1 ディルハムは約 30 円、約 15 万～60 万円

⁷ アブダビ税関は 2016 年 8 月 21 日付けで開始、著作権は対象外、差止は裁判所の判断に依存。

制度を導入していない。知的財産権の税関登録制度とそれに基づく侵害品対策が最も進んでいるのはドバイ税関であり、以下ドバイ税関を例に挙げて説明する。

● ドバイでの税関登録

ドバイ首長国は 2006 年にブランド保護のための税関登録制度指針 (No. 11/DCP/2006) を公示し、ドバイ税関で商標、特許及び著作権の税関登録制度を UAE で初めて導入し、税関での知的財産権保護を開始した。

税関で職権による商標権保護を受ける方法は、商標権の税関登録及び商標権者による特定被疑侵害貨物差止申請の 2 つある。対象となる商標権は UAE での登録商標権のみである。

商標権税関登録申請は専用のウェブサイトから登録することができる。

ドバイ税関の知的財産部のウェブページ

<http://www.dubaicustoms.gov.ae/en/IPR/Pages/WeAreIPR.aspx>

(1) 商標権税関登録

必要書類は下記の通りである。

- ① 税関登録申請書
- ② 商標登録証のコピー
- ③ 代理人委任状 (アラビア語、公証認証付き)
- ④ 権利者の現在事項証明書と代理人の ID 書類
- ⑤ 補償誓約書 (税関対策で発生する損害や費用の負担を補償する)
- ⑥ 侵害品と真正品を識別するための説明資料 (電子データ)
- ⑦ その他侵害品識別に必要な資料 (電子データ)
- ⑧ 登録手数料 (一つの製品分野につき 210 ディルハム⁸)

有効期間は対象の登録商標権の有効期間であり、更新は登録商標権の更新に合わせて再度同じ書類を準備し再登録の手続きを行う。

(2) 被疑侵害貨物の差止申請

商標権者が被疑侵害品輸入などの情報を得て、税関に差止申請をするものである。差止申請に必要な書類は上記の商標権税関登録の①～⑥と同様である。下記の注意点がある。

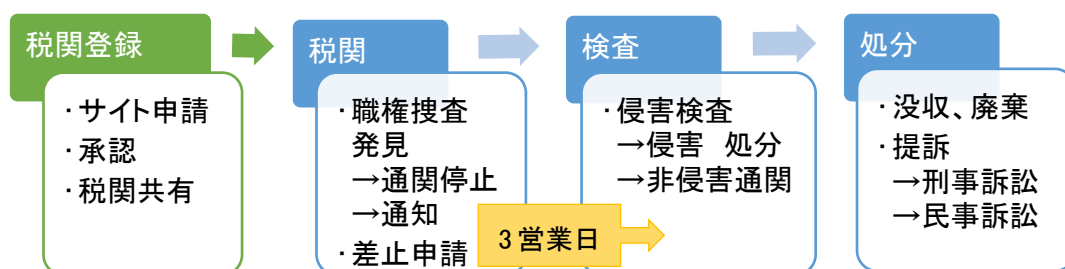
- ① 税関の営業時間内に申請を行うこと
- ② 対象貨物の情報
- ③ 登録手数料は、2,010 ディルハムになり、預託金 5,010 ディルハム⁹を支払わなければならない。至急料別途、侵害が確認されれば返金あり。

⁸ 2016 年現在、1 ディルハムは約 30 円、約 6,300 円

⁹ 同、其々約 60,300 円、約 150,300 円

● ドバイでの税関差止

ドバイ税関は、GCC 統一税関法第 55 条に基づき、通関が禁止される貨物や違法貨物を発見した場合、貨物を開梱して検査する権利を有し、貨物の所有者や代理人が不在でも、検査業務を実施することができる。



税関が被疑侵害貨物を発見した場合、対象貨物の通関を保留し、その事実を商標権者或いはその登録されている代理人に通知する。

商標権者はサンプルを受領後、侵害品と判断する場合、受領後 3 営業日以内 (1 週間まで延長可) に税関に差止申請書を提出し、手数料を支払うことで、差止手続きが開始される。税関の通知に応答しない場合、対象貨物は通関される。

差止申請を受けた税関は、商標権者に真正品のサンプルや真贋鑑定の資料を求めるとともに、対象貨物のサンプルを検査部門に送付し、真正品かどうかの判断を付託する。検査部門が侵害と判断すれば、貨物は没収・廃棄処分される。場合によって、税関は発送元に再輸出することがある。税関は、最近の取組みとして、輸入者に費用を負担させる侵害品のリサイクルも行われている。税関は最大で 20 日間貨物を留置することができる。

商標権者には税関の処分通知がされないため、自ら処分決定内容を確認するべきである。現行の税関法では没収後の侵害品処分が明確でなく、上記の通りリサイクルのような取組みも行われているため、税関による処分を知っても、刑事処罰や民事的救済が必要な場合、刑事訴訟や民事訴訟を開始する。なお、一連の税関検査にかかる倉庫保管や廃棄などの費用は、知的財産権者の負担となることにも注意する。

ところで、現在のところ、並行輸入、積替え貨物や通過貨物に対する検査ができ

ていない。こうした面での手続きの改正、不正行為に対する取締りに関する法整備が検討されているところである。

4.3 刑事訴訟

UAE はイギリス領であったが、一般的に英米及びコモンモローの英米法系の法体系ではなく、ナポレオン法典(フランス法及びローマ法)、エジプト法そしてイスラム法の影響を受けた大陸法系の国である。訴訟では、主に、連邦法である民法(No.5 of 1985)、商法(No.18 of 1993)などが裁判の基本となっており、判例主義は採用されていないが、連邦最高裁判所など最上位の判決は指導的な役割を果たしている。

UAE 憲法は、各首長国が独自の法制度や裁判制度を制定することを認めているため、UAE の裁判制度は、基本的に連邦最高裁判所を頂点とする三審制を採用しているものの、現在、アブダビ、ドバイ及びラスアルハイマの各首長国は独自の裁判制度を採用している。各裁判所には民事廷、刑事廷及び教義に基づくムスリム間の民刑事事件を処理するシャーリ(Shari' ah)廷がある。なお、下記の図表からシャーリ廷は省略した。

行政地域 A		行政地域 B		行政地域 C		行政地域 D	
アジュマーン、 シャルジャ、フジャイラ ウムアルカイワイン		アブダビ		ドバイ		ラスアルハイマ	
三審制							
連邦最高裁判所(アブダビ) 連邦控訴裁判所 連邦第一審裁判所		大審院 控訴審裁判所 第一審裁判所		大審院 控訴審裁判所 第一審裁判所		大審院 控訴裁判所 第一審裁判所	
民事廷	刑事廷	民事廷	刑事廷	民事廷	刑事廷	民事廷	刑事廷

連邦最高裁判所や各首長国の大審院(Court of Cassation)は上訴の最終審であり、事実審を行わず、下級審での法律の適用が適切だったかどうか、或いは日頃から法律適用の指導・監督を職務としている。当然のことながら、各首長国を超える地域の事件は連邦裁判所の管轄事件であり、連邦裁判所に管轄権がある。裁判実務は、いずれの行政地域の裁判所も連邦法に基づく実体審理と裁判手続き法に準じた手続きが採用されている。なお、ドバイには国際的な金融自由圏であるドバイ国際金融センター(DIFC: Dubai International Financial Center)の裁判所があり、自由圏内での民事事件を二審制、英語で審理している。

訴訟当事者には上訴(Appeal)する権利があり、第一審判決に対する上訴は、訴訟事由、新しい追加証拠や証人、また法律根拠に基づき判決日より30日以内に控訴審

裁判所に行くことができる。控訴審判決に対する上訴は、法律の適用問題を根拠に判決より 30 日以内に大審院に行くことができる。審理期間は比較的短期間であり、第一審が 1 年程度、控訴審が 6 か月、大審院の判断は概ね 1 年以内に下され、差戻し審判、或いは最終審判決となる。

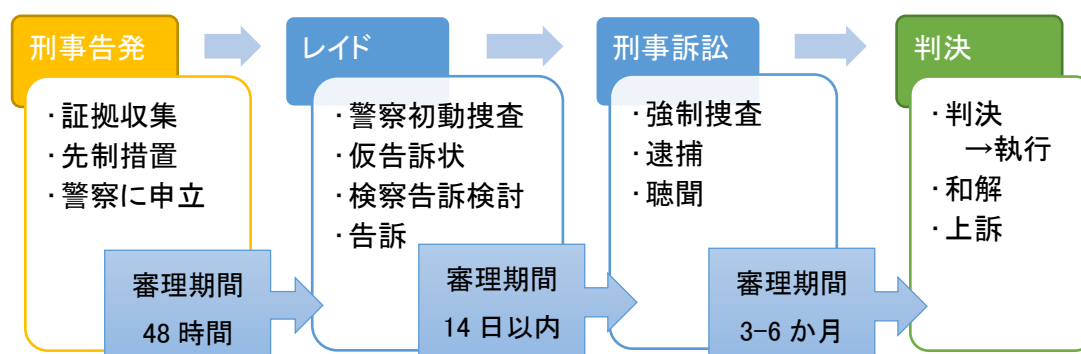
案件の迅速な処理のために、中東各国や北アフリカから裁判官が採用されており、手続き言語はアラビア語である。そのため、書類をアラビア語に翻訳して提出しなければならない、担当弁護士も UAE の国籍を有するか、それに準じる条件を満たしていなければならない。

ところで、UAE 司法省は、各首長国にある連邦裁判所に対して、知的財産専門の知的財産部の設置を定めた省令(2016 年第 137 号)を発令した。これにより、今後、各首長国の連邦裁判所に知財専門部が設立され、裁判官向けに知財訴訟に関する手続きや専門的事項の研修が行なわれ、知財関連裁判はより早期に的確な判決が下されることが期待されている。

● 刑事告訴から刑事訴訟

UAE では特許、商標や著作権など知的財産権の侵害は刑事罰の対象である。知的財産権者は、いずれかの権利に基づいて、侵害地を管轄する地元の警察にレイドを申立てるか検察に直接刑事告訴を請求することができる。一般的に、知的財産権者は、警察にレイドを申立て、その結果に基づき、検察に事件を裁判所の刑事庭に告訴することを請求する。なお、警察や検察の官費は不要である。

知的財産権者が警察にレイドの申立をする時には、できる限り有用な立証証拠を提出しなければならない。被疑侵害者が分かりながらも証拠の収集が困難な場合、裁判所に予防的差押命令(precautionary attachment order)を請求し、被疑侵害者の営業所などから必要な証拠を収集することもできる。



例えば、商標権者は、登録商標の登録証または所有を証明する書類、真正品のサンプル、被疑侵害品のサンプルとその付随資料として販売領収書などのコピーを

提示して、被疑侵害者の侵害実態を説明し、警察にレイドの実施を申立てる。

警察は初動捜査を実施し、不明な点がある場合、当事者に聴取する。その後、事件概要と処分の必要性を記載した仮告訴状を作成し、検察に提出する。ドバイでは、明確な侵害事件の場合、申立から検察への告発まで通常 48 時間と非常に短時間に進められる。その他の首長国や案件が複雑な場合は、比較的時間がかかる。

検察が警察からの事件の告発を受領すると、受領日から 14 日以内(延長可)に起訴か不起訴を決定しなければならない。そのため、検察は事件の調査を開始し、当事者や関係者から陳述書を取る。権利者は、この時点で既に収集していた証拠や権利証拠、侵害判定書などを検察に提出する。検察は収集した証拠などから刑事告訴の要否を判断する。侵害事実を示す証拠が不足であると判断した場合は捜査の必要なしと却下する。

検察が刑事告訴した事件は、警察に差戻され、被疑侵害者に対する強制捜査を含む、正式な告訴手続きの開始が指示される。その後、警察が侵害品を差押えたり、被疑侵害者を逮捕したりすると、検察は裁判所と聴聞日程を調整する。刑事事件では申立者である権利者は当事者として出席できないが聴聞結果を照会することができる。また、権利者には同時に民事訴訟を開始することができるため、刑事廷での審理に関わらず、民事訴訟を同時に提起した場合、民事廷の裁判官は民事と刑事の事件の審理を併合することができる。

刑事廷の裁判官は、すべての書類と証拠を確認するが、被告は証人を呼んで口頭弁論で反論することができる。原告の主張と証拠資料は、警察が作成した調書と共に提出され、事実の真実性を立証する告訴状の証拠となる。

刑事告訴の処理期間は概ね 3~6 か月と短期間である。もちろん、民事と刑事の審理を併合するとより長い期間となる。刑事廷の判決に対して、当事者が上告できる期間は判決日から 15 日以内と比較的短期間である。

◆ 特許・意匠法上の刑事罰は、下記の通りである。

第 62 条 特許、実用新案、工業図面、意匠の侵害、虚偽表示に対する罰則

3 か月以上 2 年以下の禁固または 5,000 ディルハム以上 100,000 ディルハム¹⁰以下の罰金、或いはそれらの併科。

◆ 商標法上の刑事罰は、下記の通りである。

第 37 条 登録商標の侵害、偽造や盗用、悪意による表示、或いはこれらを使用した商品やサービスの販売・提供、申し出、所持に対する罰則

¹⁰ 2016 年現在、約 15 万以上 300 万円以下。

(無制限)禁固または 5,000 ディルハム以上の罰金。

第 38 条 虚偽表示に対する罰則

1 年以下の禁固または 5,000 以上 10,000 ディルハム以下の罰金。

第 39 条 常習的行為に対する罰則

第 37 条と第 38 条の罰則に加え、6～15 か月の店舗閉鎖、処罰の公告。

4. 4 民事訴訟

知的財産権者は、原告として、商標権や特許権などの侵害を訴因として、裁判所に民事的救済措置を求めることができる。民事訴訟は、一般的に、DED の行政差止レイドで追加証拠が収集され、知的財産権者にとって、その証拠から想定される侵害の範囲や影響が大きいと判断する場合、管轄する裁判所に刑事訴訟に引続き、或いは単独で民事訴訟により救済を求めることができる。民事上の救済は下記の通りである。

- (1) 予防的差押命令
- (2) 仮差止命令
- (3) 商品が侵害品であることを宣言する恒久的差止命令
- (4) 鑑定を行う専門家の任命
- (5) 訴訟コストと損害賠償

損害賠償は特許・意匠法や商標法にその規定がなく、商法の第 66 条¹¹に基づくことになる。

UAE での消滅時効は、民法 336 条の規定により不法行為に基づく請求権はその損害賠償請求権があると知ったときから 3 年、または、その事実の知る、知らないにかかわらず 15 年で消滅する。

● 民事訴訟手続き

民事救済を提起するためには、被疑侵害者(被告)に警告書を送付し、知的財産権者の要求などに応じるための機会があったことを条件としていることに注意する。

民事訴訟の提起は、原告が裁判所に訴状と証拠を提出し、法定訴訟手数料を支払うことで開始する。なお、提訴前、或いは提訴後に、原告は先制措置として、一応の侵害の立証と共にアントンピラー命令に類似する職権による予防的差押(Precautionary attachments)を裁判所に求めることができる。これは、請求から 24-48 時間以内という非常に短時間に被告の侵害実態を捜査できることにある。提訴前にこれを実施した場合には 8 日以内に提訴しなければならない。また、裁判中にマレーバ命令と同様に

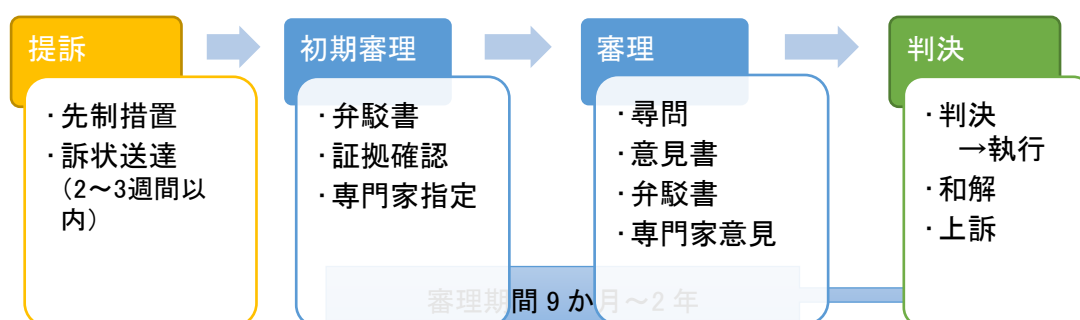
¹¹ 商法第 66 条「商人は詐欺及び欺瞞により自らの商品を処分してはならず、また、自らと競争する他の商人の利益を害するような虚偽の陳述の表明または公表してはならず、その場合、これに対する損害賠償責任を負う。」

財産凍結を裁判所に求めることもできる。なお、被告には、こうした先制措置である予防的差押命令撤回の請求や、損害を受けた場合の賠償を請求する権利がある。

民事訴訟で提出する証拠書類や資料は、例えば商標権者の場合、下記の通りで、アラビア語の翻訳、公証や領事認証付きで提出する。

- (1) 被疑商標侵害の対象となる登録商標証書、または国際商標登録証書のコピー、著名性を主張する場合 UAE でも高い知名度を立証する証拠(公証認証付)
- (2) 侵害品及び対象となる真正品
- (3) 被告の詳細及び侵害品の所在地
- (4) 被告が受けた損害の立証証拠
- (5) 代理人に対する委任状(公証認証付き)
- (6) 損害賠償額に準じた裁判所手数料¹²
- (7) その他の資料、例えば、被告による広告宣伝、請求書など

民事訴訟の標準的手続きでは、裁判所が原告から訴状などの受領後、2～3 週間以内に被告に訴状を送達し、最初の公聴会の日程を決定する。裁判所が訴状の送達に成功しない場合、或いは被告が訴状を受領していても応じない場合は、欠席裁判を請求できる。



UAE での裁判は、まるで裁判官主導の短期間の行政的な手続きのようで、当事者間の書面による請求や弁駁を繰り返す形式である。裁判官が必要と判断すれば、2～3 週間おきに公聴会を何度でも開催することができる面で、諸外国とは特徴的な違いがある。また、UAE での裁判では、裁判官は案件ごとに裁判所が決めている所定の専門家を選定し、その見解を求めることが一般的である。これは、裁判官が知的財産や会計処理など専門的な技能を要すると判断しているためである。また、証人による宣誓書は稀にしか認められない。

裁判官が十分な事件の情報が固まると判断すると、最終の聴聞会開催を当事者に通知し、文書による裁定を下すことになる。民事訴訟手続きの終了まで平均的に 9 か月～2 年以上かかるが、専門家の選定が不要な事件は 9～18 か月で裁定が下され

¹² 2016 年現在、訴額の 7.5% 或いは上限 3 万ディルハム(約 90 万円)

る。当事者が判決に不服の場合、判決日から30日以内に控訴裁判所に上訴することができる。

しかし、上訴では法律問題のみが対象となり、訴額による制限¹³や係争期間が長期化することから上訴事件は数少ない現状がある。

UAEでの知的財産権にかかる民事訴訟は、現在のところ、行政や刑事訴訟ができないような事情や大きな損害に繋がるなど特別な事件に限られるべきであり、また、相応の損害賠償が認定されることは少ない状況がある。そのため、訴因の立証や民事訴訟になれたUAEの弁護士の選定の難しさ、また、裁判官が知的財産権の民事訴訟に不慣れな事情があることも理解し、民事訴訟を開始する前に十分な検討をするべきである。

4.5 その他の紛争処理

● 仲裁措置

UAEで、仲裁は有意義な紛争解決手段として広く認識されている。しかし、2012年に仲裁法の素案が提示されたものの未だ独立した仲裁法は制定されていないため、1992年の民法の規定に準じ、仲裁のために仲裁人を選定し、仲裁手続きを進める。

仲裁機関は、ドバイのドバイ国際仲裁センター(DIAC)¹⁴、DIFC-LCIA 仲裁センター¹⁵、アブダビ商工会議所内にあるアブダビ商事調停仲裁センター¹⁶などたくさんあるため、その地域や仲裁員などから適宜選定することができる。

DIACは従来からUAE法を準拠法とする取引契約紛争の仲裁機関として比較的多く利用されている。ドバイ国際金融センターに2008年に設立された比較的新しいDIFC-LCIA 仲裁センターは、ドバイ国際金融センターに所在する企業が関わる多くの取引契約でよく利用されている。

仲裁手続の当事者が任意に仲裁判断に基づく義務を履行しない場合、仲裁判断を執行するためにはUAEの裁判所に対する申立てを行わなければならない。現在のところ、裁判所による承認がなければ、仲裁判断を執行することはできない。

外国取引の仲裁判断は、UAEが2006年に加盟した外国仲裁判断に関するニューヨーク条約に従って執行されることになっており、ドバイの大審院でニューヨーク条約に基づく外国仲裁判断の執行が裁定された事例がある。

● インターネットドメイン名の紛争調停

¹³ 2016年現在、控訴裁判所へ上訴可能な事件は訴額が2万ディルハム(約60万円)以上、大審院へは同じく、20万ディルハム(約600万円)以上。

¹⁴ Dubai International Arbitration Centre <http://www.diac.ae/idias/>

¹⁵ DIFC-LCIA Arbitration Centre <http://www.difc-lcia.org/>

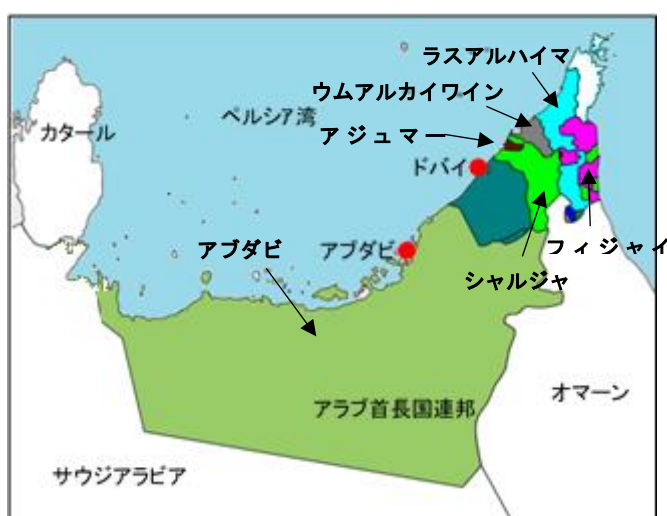
¹⁶ Abu Dhabi Commercial Conciliation and Arbitration Centre
<http://www.adccac.ae/English/Pages/Default.aspx>

UAE では、.ae ドメイン管理局 (aeDA) に法的権限があり、2010 年に WIPO の統一ドメイン名紛争解決指針に準じて UAE ドメイン名紛争解決指針の規則 (URDP) が制定されている。UAE でも合法的な権益なく、まだドメイン名として未登録の他人の商標を販売などの目的で当該ドメイン名を先取り登録する例がある。

こうした場合、UAE では登録機関である aeDA を通じて WIPO 仲裁調停センターを利用するか、訴訟により紛争を解決することができる。

5. 侵害の発見から解決までのフロー

アラブ首長国連邦 (UAE الإمارات العربية المتحدة) は、アラビア半島のペルシア湾に面し、アブダビ、ドバイなどの 7 つの首長国からなる連邦国家である。首都はアブダビ、東と北のムサンダム半島の先端はオマーン、南と西はサウジアラビアと隣接する。カタールとサウジアラビアとは一部地域の領有権をめぐり争いがある。国土 83,600 平方 km (ほぼ日本の北海道と同じ) に人口約 986 万人



(IMF2016 年推定、内国民はその 20%) が居住するアラブ民族イスラム教国家であり、1971 年にイギリスから独立、1996 年に憲法を制定し、現在の連邦制国家となった。

行政区分は、全体の 80% を占めるアブダビ (Abu Dhabi)、世界的な金融センターであるドバイ (Dubai)、その東にシャルジャ (Sharjah)、アジュマーン (Ajman)、ウムアルカイワイン (Umm Al Quwain)、フジャイラ (Fujairah)、ラスアルハイマ (Ras Al Khaimah) の首長国 (首都も同じ名前) があり、全体は 7 つの首長国から構成されている。アブダビ市が全体を代表する首都であるが、各首長国にはそれぞれ独立した性格があるだけでなく、アブダビとドバイの首長国以外は飛び地が数多くあるため、体制を把握しづらい状況がある。

ドバイの港及び空港は湾岸地域にあり、世界各地への積替港として、利用頻度が高いことが知られている。ドバイの主な輸入元はアメリカ、中国、日本、イギリス、韓国、インドで、主な輸出先は他の湾岸諸国、インド、日本、台湾、パキスタン、アメリカで、鉱物、化学品、貴金属、車両、機械、電子機器、織物、食品など大量な物品が輸出入されている。ドバイでの積替再輸出は UAE 全体の約 80% に及び、主にイラン、サウジアラビア、クウェート、アフガニスタン、インド、中国向けに中東最大の港であるジュベル・アリで行わ

れている。この港には倉庫や工場が立ち並び重要な工業地帯であるだけでなく自由貿易圏内に位置するため通関手続きなしで、別の船舶へ積替、倉庫で保管、転売、再梱包が可能である。

5.1 侵害の発見

UAEは急速な経済成長と経済成長のための自由貿易港(Free Port)や自由取引圏(Free Zoon)の設置に伴い、社会生活の変化や中東地区を経由したビジネスモデルの進展に伴い、中国、香港或いはインドからの模倣品や侵害品(以下、まとめて侵害品という)の経由地であり、日本企業の被害も増加している。特に、中東地域の一大物流中継拠点であるドバイは、その自由取引圏を中継する商品の流通量の多さに加え、貿易の自由化の促進により侵害品の流通が容易であると指摘されている。

ドバイに持ち込まれる侵害品には、自動車部品、電化製品、腕時計、ハンドバッグやサングラスなどの服飾品、医薬品、コンピュータソフトウェアなどがある。また、UAEでの被害には、完成品の再輸出だけでなく、半製品で流入後、ラベルの貼付や再パッケージが行われ、新たな侵害品として出荷される形態もあると報告されている。

地域的には、模倣被害全体の80%がドバイ周辺といわれており、港湾や空港、自由取引圏、或いは、ドバイやアブダビでも古くから特定な商品を専門に取り扱うマーケットがあり、そうしたマーケットにある卸売や小売市場で侵害品が発見されることが多い。規模の大きなショッピングモールなどでも発見されることがあるが、頻度は少ないといえる。侵害品の製造はシャルジャやアブダビで行われていると考えられ、工場というよりは倉庫などでラベルやパッケージの付替え、再パッケージが行われている模様で、規模の大きな工場はあまり知られていない。なお、自由取引圏では侵害品が多くあるものの、そうした侵害の実態調査を行うことが難しい状況である。

また、インターネット上での模倣品や侵害品の販売も増加しており、2015年にドバイのDED(経済開発局)は2015年に模倣品対策として1,000を超える模倣品販売目的のアカウントを閉鎖させたが、引続きネット上での侵害は拡大している。

侵害品や被疑侵害品を発見したとの報告を受けた場合、それらが発見した現地法人や提携先、或いは発見者に依頼し、侵害情報や侵害品の実物や写真を入手するとともに、侵害地、店舗、倉庫などの現場、及び被疑侵害者の情報などの侵害に関する事実や詳しい情報の入手に努める。

そして、収集された被疑侵害品や被疑侵害者の情報を分析し、確かに侵害品であるか否か、UAEで保有する知的財産権が侵害されているかなど、侵害事実やその状況について、初期判断を行う。

5.2 証拠の収集

知的財産権者は、UAE の行政機関や警察などが被害や侵害として受け入れられる被疑侵害の情報レベルから侵害事実を一定程度立証する、被疑侵害者、複数の侵害品サンプルをできれば購入することで、販売関連書類など確実に証拠を入手する。UAE での権利行使は、主に商標権による差止になるため、販売店から対象の商標がついた侵害品を入手したり、その侵害品の製造場所を特定したりすることでレイドが実施できるようにする。輸入品である場合は、輸入から販売までの一連の被疑侵害者の活動全般を把握して、網羅的に対策がとれるような証拠収集をする。

通報や提供された情報が正確でない場合も多いために、下記のような観点から被疑侵害が行われている地域、或いは、被疑侵害者などの詳しい情報を入手する。

- ・発見日/発見者や通報者
- ・発見場所
- ・侵害品発見時の状況
- ・サンプルやその写真/侵害状況の証拠の入手
- ・販売者以外に可能であれば製造者・流通業者・輸入者の情報

具体的な証拠収集では、対象となる商標権や対象商品、及び商流の分析作業ができるように、被疑侵害品サンプルの購入、パッケージ、可能であれば領収書、パンフレットや製品説明書などの現物の収集、さらに販売地、店舗、販売状況を示す写真などを収集する。現物証拠の入手が困難な場合は、被疑侵害品の写真やビデオなど、侵害を直接に示す、またはその事実を確認できる証拠資料を収集するか、裁判所より予防的差押命令を請求して、速やかに権利行使をする前提で、証拠収集をしてもよい。なお、必要に応じて、自ら収集した証拠には公証作業をする。

証拠が入手できた場合は、外国からの流入品か、また再パッケージ品か、また自社の真正品の並行輸入かなど、さまざまな角度から判定する。こうした作業を行なうことで、今後の権利行使の方針を決定する。

5.3 侵害者の特定

マーケットでの侵害品の収集の過程で、概ね侵害者の特定を行うことができるが、正確な情報を得られない場合も多い。侵害品を取扱う業者は侵害調査に対して、比較的慎重な対応をとることが見られるため、販売店舗以外の被疑侵害者を特定する場合、法律事務所や調査会社に依頼して、ダミーによる被疑侵害品の取引を行うことで、侵害者の住所や連絡先の情報を入手する。

このように、一般的に侵害品の証拠収集とそれに引続く手続きは、現地の法律事

務所を通じて行うため、侵害店舗の確認、被疑侵害品の製造や流通業者、輸入業者を正しく特定する作業は現地の法律事務所に委託することが好ましい。

5.4 代理人の選定

日本企業が UAE で独自に侵害調査活動を行うことは難しく、現地の情報を得ても現場や侵害者の確認の困難度、また侵害者に対する調査活動が限定的であることから、現地の法律事務所または専門調査会社に依頼するべきである。

UAE での法律活動は、UAE 国民の弁護士であることが求められるために、UAE の法律事務所、或いは UEA に所在し同等の業務ができる法律事務所に依頼する。比較的名のある事務所は下記の通りである。

- ・ Al Tamimi & Company
<http://www.tamimi.com/en>
- ・ Clyde & Co LLP
<http://www.clydeco.com/>

侵害品の調査は調査員を有する法律事務所もあるが、比較的多くの調査会社が侵害品の調査や犯罪捜査などを目的として活動している。現地に所在する主な調査会社は下記の通りである。

- ・ UAE Corporate Investigators
<http://www.corporateinvestigators.com/uae.php>
- ・ Greves Verification Solutions DMCC
<http://www.gvs.ae>
- ・ Ten Intelligence Commercial Information Services LLC
<http://www.iacc.org/find-an-expert/ten-intelligence-commercial-information-services-llc>

ここに掲載する弁護士事務所や調査会社は参考であり、そのサービスを保証するものではない。連絡を取る前に経験のある法律事務所や日系企業に技能や料金などを確認する。

5.5 権利行使の可否判断

知的財産権者は、侵害行為に対する侵害の差止や処罰、或いは損害賠償を求めするために、侵害を判断するための情報を迅速に入手し、具体的かつ十分な侵害関連証拠や資料から侵害実態を良く判断するとともに、UAE では、主に取得している商標権がどの程度活用できるか判断し、適切な行動を速やかに決定しなければならない。

日本企業の場合、UAE での特許権は少ないために、商標権侵害で侵害品を摘発する事件が多く、事業に重大な影響のある事件は多くないため、費用対効果の面からの判断も重要である。

下記の項目は、権利者が権利行使前の準備段階で注意すべきポイントである。下記の項目を満足できない場合は、権利行使の準備ができていないと考えて、更に準備を進めるべきである。

1. 入手した被疑侵害サンプルや関連の資料、被疑侵害者とその居所などの基本情報を確認する。
2. UAE で取得している具体的な知的財産権、例えば、商標権を保有している場合、対象となる知的財産権が有効であること、及び過去 5 年間の使用実態があり、権利行使に支障がないことを確認する。
3. 利用できる知的財産権について、その権利範囲を確認し、被疑侵害品や被疑侵害行為がその知的財産権の権利範囲に入るかどうかを比較検討する。UAE の行政組織や警察は、提示した真正品と被疑侵害品が同種類のもので、商標もほぼ同一の形態で使用されている場合、速やかに対応するが、類似の商標や商標の要素の一部だけが使用されているような場合、レイドに取り掛からないことも多いため、現地の弁護士の意見を入手するなど配慮する。
4. UAE の法律事務所から対象となる自社の知的財産権の有効性や侵害判断について、或いはコモンロー上の権利を主張したい場合はその勝算について、見解を取得する。
5. どのような救済を求めるか、つまり、行政や税関による差止、刑事告訴による処罰、或いは民事訴訟に基づく侵害差止や損害賠償までを求めるのかどうかを検討する。
6. 現地の弁護士事務所や調査会社の選定を行う。
7. 現地の法律事務所の弁護士費用、翻訳や調査、官費、旅費交通費など費用を含め、権利行使にかかる費用を予測される権利行使ルートごとに見積り比較する。
8. UAE での知的財産権の権利証書、UAE の法律事務所への委任状、その他必要な関係書類を準備する。例えば、商標登録証、委任状、法人登記簿など全ての必要書類を正しく準備する。名義や住所の変更も事前に行う。
委任状や法人登記簿は、日本での公証と駐日 UAE 領事認証を受けたものを提出しなければならない。
9. 最終的に権利行使に使用する侵害者の侵害証拠、例えば、侵害品サンプルや販売関連伝票類、宣伝広告類、被告となる侵害者の登記情報など固有情報を確認する。証拠には必要に応じ公証を行う。

5.6 警告書

UAE では、商標権者などの知的財産権者が侵害品を販売している侵害者に対して、レイドなど直接的な権利行使を開始する前に、相手が販売店舗で在庫を持っているような状況の場合、友好的に解決する方法として、法的な通知をすることができる。また、侵害者による侵害の規模が大きく恒久的差止や損害賠償を求めるとなると、事前に警告を行い、交渉に応じなかった事実証拠を作成する必要があるため、このように相手の事情を判断して警告書を利用することは有効である。

しかし、警告書 (Warning letter 或いは Cease and Desist letter) を利用する場合、全ての侵害者が警告に応じるわけではないため、法律事務所や裁判所の執行官を通じた警告書の送付が好ましいが、利用されているとの事例報告は少ない。従って、警告状は、現地の法律事務所と相談しながら送付することが望ましい。

警告状を送付したことにより、侵害者と和解交渉が成功する場合は、和解契約書や念書を用意し、恒久的侵害行為の中止、侵害品の引渡、仕入先や販売先などの開示、損害賠償などの和解条件や違約条件を明確に定める。

5.7 予想される抗弁(特許権、商標権)

UAE で特許権と商標権の侵害で、警告や告訴を受けた侵害者の予想される抗弁や対抗策及びそれらに対する対策を次のようにまとめることができる。なお、第3章の侵害の定義に記載の侵害対象外規定及び注意事項も参照のこと。

特許権	商標権	対応策
非侵害の主張		実質的な侵害のみで権利行使
並行輸入や先使用の主張		事前に流通や販売実態調査
—	5年不使用取消	UAE での使用状況確認

UAE では侵害者が知的財産権の存在を知らないことを理由に無実を主張することではなく、商標が不同や先使用、並行輸入である抗弁以外、行政差止や刑事訴訟などで、権利無効手続きなど特段の対策をとることはないようである。また、侵害者からその保有する権利やその他の理由で逆提訴を受けることもなく、反論や提訴は稀と考えられる。

5.8 侵害に対する救済手段

知的財産権者は通常、法的措置として、行政差止や税関対策、レイドによる刑事告訴または民事訴訟による救済を受けることができる。下記のようにその目的やメリット・デメリットをまとめることができる。

商標権侵害などで比較的被害規模の小さい小売販売者のほか梱包業者には、DED による行政差止が効果的である。また、中国などからの輸入が分かっている場合は、税関差止が効果的であり、費用対効果もある。従って、UAE での商標権取得、模倣される商品に明確な商標の記載を行うことで、より効果のある侵害対策が可能である。

自発措置	行政措置		司法措置	
警告状	行政差止	税関差止	刑事訴訟	民事訴訟
(対応機関)				
知的財産権者 弁護士	経済開発局 (DED)	税関局	警察 検察局 裁判所	裁判所
(権利種別)				
全知的財産権	商標権 著作権	主に、商標権	特許権(実用新案権) 意匠権(産業図面権) 商標権 著作権	
(救済内容)				
和解 ・侵害差止 ・侵害品処分 ・損害賠償	侵害差止 侵害品没収・廃棄 処罰(罰金)	侵害差止 侵害品没収・廃棄	侵害差止 違法所得の没収 侵害品没収・廃棄 処罰(罰金・禁固)	恒久的侵害差止 侵害品没収・廃棄 損害賠償
(期間・コスト)				
2～12 か月	1～6 か月	1 か月	4～6 か月	2～3 年
中コスト	中コスト	低コスト	中コスト	高コスト
(メリット・デメリット)				
短期決着 自由度	短期決着 経済的打撃	短期決着 経済的打撃	法的効果 経済的打撃	法的効果 経済的打撃
拘束力なし 証拠隠滅	職権捜査	税関登録 職権捜査 迅速対応	立証義務 職権手続き	立証義務 長期化

一方、相応の規模で経営しているような侵害者の場合、侵害者を十分調査し、警告を行わず、刑事告訴をにらんだレイドや税関差止を求めることが効果的と考えられる。ドバイの DED や税関は積極的な活動をしており、友好関係を構築して、効果を上げることが期待できる。

刑事訴訟や民事訴訟は、審理時間と訴訟費用がかかり、迅速な効果や費用対効果の面から選択しづらいところである。民事訴訟では、被告が大審院での判断まで上訴するため、訴訟費用が掛かる一方、得られる損害賠償は比較的少額であることに注意しなければならない。従って、自社の事業に多大な影響がある場合に選択すべきものとする。

6. 留 意 事 項

- UAE での週休日は土日ではなく、金曜日と土曜日であるため、書類提出など日本と労働日が異なるため、作業時には注意する。
- 商標権は、ニース分類に基づき権利付与されているが、商品分類の第 29 類の豚肉食品、第 32 類と第 33 類のアルコール飲料、第 43 類のアルコール飲料を提供するサービスに関する商標権は保護されないため、適宜商品やサービスを修正して権利化しておく。
- また、知的財産権とは関係ないが、ハラル(Halal)認証制度がある。これはイスラム教徒やイスラム社会での食品や食事、肌に触れるものについて、イスラム教で許されたものの飲食や利用が求められている。そうした社会的な要請があることについても、理解をしながら知的財産権の活用や権利行使に努めると社会的に受け入れられることが多い。
- UAE での知的財産権侵害対策には、現地の協力者が不可欠であり、また、頻繁に法律が改正されること、首長国ごとに手続きの違いもあることなどから、法律事務所を含めて、スムーズな手続きができる協力先を選定し、体制を整える。
- 自由貿易圏(Free Trade Zone)での侵害行為が発生しており、経済特区ではあるものの連邦法による取り締まりは可能である。しかし、外国籍の企業と見なされ、国内取引とは判断しないため、関係機関は取締りに消極的である。また、そうした被疑侵害者の調査も十分にできない現状があることを理解する。
- UAE での侵害は税関で発見されることが多いが、定期的に古くからマーケット、自由貿易圏、またインターネットサイトの調査を実施して情報を収集することで、新たな侵害を発見することに努める。侵害が繰り返される場合は、新聞やメディアを利用して、侵害防止対策を実施していることや侵害による被害の実態などを

報道し、侵害に消極的になることを計る。

- UAE での税関は、現在のところ積替えや経由貨物に対して、税関登録にもとづく差止ができない。UAE は法改正による対応を検討しているようであるが、まだ対応ができるようになるか不透明である。
- ドバイ税関は年間 4 回の研修を行っている。税関のみならず警察や行政機関とそうした機会をとらえて、侵害防止の必要性、真贋鑑定の説明や友好関係を構築することは、情報の交換や協力体制などに効果があるため、できるだけそうした機会に参加する。また、消費者保護に関する行政活動にも参加し、模倣被害など教育活動に参加し、一般市民、行政、司法関係者と接する機会をできるだけ作る。
- 侵害品の輸出国である中国や香港、また経由地での侵害対策を行うことで、UAE への流入を止めることも検討する。
- UAE 政府は特許・意匠法の改正案を 2010 年に発表したが、改正に至っていない。改正されれば意匠権権利期間の延長、権利行使、処罰規定など強化される。
- ドバイは 2020 年に Expo2020 を開催するため、知的財産権保護に関する活動強化を計画している。

7. その他の関連団体

7.1 ジェトロ・ドバイ事務所

JETOR Dubai Office

住所: Business Village B, 1, 32 Street Office 601,
618 Port Saeed
Dubai, United Arab Emirates
P.O. Box 555599 Dubai

電話: +971-4-388-0601

FAX: +971-4-388-0646

WEB: <https://www.jetro.go.jp/uae/>
https://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/ae_dubai/

7. 1 首長国知的財産協会

Emirates Intellectual Property Association

住所: Room No. 701-704, 7th floor, Maze Tower
Dubai, United Arab Emirates
P.O.Box 2272,

電話: +971-4-433-4156

FAX: +971-4-368-1035

EMAIL: ms@eipa.ae

WEB: <http://www.eipa.ae/>

7. 2 アラビア反海賊行為同盟

Arabian Anti-Piracy Alliance (AAA)

住所: Office 401, City Tower 2,
Sheikh Zayed Road,
Dubai, United Arab Emirates.
P.O. Box 52194,

電話: +971-4-332-2114

FAX: +971-4-331-2214

EMAIL: scott@aaa.co.ae Mr. Scott, CEO

Web: <http://www.aaa.co.ae>

7. 3 ブランド所有者保護グループ

Brand Owners' Protection Group (BPG)

住所: P.O.Box 212580,
Dubai, United Arab Emirates.

電話: +971 50 298 9219 Mrs. Yara Khalifah, Coordinator

WEB: <http://www.gulfbpg.com/>

EMAIL: admin@gulfbpg.com